

白河市

土地改良区だより

愛称「水土里ネット 白河」

第 48 号

令和 8 年 6 月 1 日 発行

編集発行

白河市八幡小路 7 番地 1

白河市土地改良区

〔電話 22 - 1158〕

〔FAX 21 - 9155〕

組合員 1,659 名

地区面積 1,635ha



ごあいさつ

理事長 関谷 亮一

組合員各位には、常日頃より本区の業務全般にわたりご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
また、関係土地改良区及び行政機関並びに農業団体各位におかれましても本区事業の推進にご指導、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、令和 6 年から翌 7 年にかけて、全国各地で米の買い占めと品薄が発生し、米の価格が全国的に高騰した「令和の米騒動」が起こりました。こうした事態を受けて、石破前政権では、半世紀以上続いた事実上の減反政策（生産調整）から供給量を増やして価格を抑えることを視野に増産への転換とともに輸出拡大の方針を打ち出しました。それが、高市現政権では、増産による供給過剰で価格の下落が懸念されるとして「需要に応じた生産」に、米不足で増産にかじをきった前政権の農政から一転させる考えが示され、農家にとっては非常に戸惑う年になりました。

現在、国では、2027 年度からの導入を目指す水田政策の検討を本格化させています。米農家を対象とした新たな経営安定対策がどんな仕組みになるのか、中でも農家の所得が生産コストを下回った際に差額を補填する「コスト割れ対策」が創設されるかどうか最大の焦点となっています。
そうした中、米どころの山形県、福島県、新潟県の 3 県知事が国に対し、主食以外の用途の米を作っても主食用と遜色ない所得が得られる制度にすることや再生産可能な水準を補償するためのセーフティーネット（安全網）の構築などを要請しました。

農家が安心して米づくりを続けられ、将来にわたって食料の安定供給を支えていくには、米の価格が大きく変化しても生産意欲が削がれない米価下落に備えた制度づくりが欠かせないと考えております。

この「再生産可能な所得を国が直接支払いで補償するコスト割れ対策」は、農家の経営を安定させ食料供給の持続性を高める生命線となるものでありますので、その仕組みが一日も早く創設されることを願って止みません。

また、昨年度から本格的に事業に着手した泉田地区の農地整備事業は、今年度からいよいよ換地業務と併せて面的整備に入ります。さらに、大和田地区では、昨年度に調査地区として採

択されたのを受け、福島県が事業主体となって土地の権利関係や農地等の集団化調整、営農計画の見直しのほか、水利や土壌の調査、区画割りや用水等の計画づくりに着手します。
このほか、継続事業でありました田町大堰・田中堰（久田野地区）・庄司場堰（小田川地区）の更新・改修事業が昨年度で完了し、水利が安定的に確保できるようになりました。

先の 3 月 23 日開催の総代会では、経常賦課金の単価引き上げとともに総代・役員定数の削減案が決議されました。申し上げるまでもなく経常賦課金は、土地改良区の運営に必要な経費の負担に係る賦課金で、事務費や農業水利施設などの維持管理に係る経費、総代や役員の報酬、職員の人件費などに充てられます。

その経常賦課金が平成 30 年度から不足し、当年度収入で当年度の支出が賄えない支出超過の状況が続いていたことから、基本財産などの積立資産を取り崩すなど様々な取り組みを行い、賦課金単価を据え置いて、ここまで何とか運営してきたのが実情です。

今後とも物価や賃金の上昇などにより支出の増大が見込まれるとともに、福島県土地改良区連合会による経営診断においても将来を見据えた安定的な経営を行うためには賦課金の増額を検討すべきとの指導もあつたため、理事会において設置した「賦課金検討委員会」等で多角的かつ重点的に討議を重ねた結果、令和 9 年度からの「単価引き上げ」が決議されたものです。

本来であれば、もっと早い段階で引き上げの検討に入らなければならぬところでありましたが、長期にわたる米価の低迷などで、本格的な議論ができない環境にあつたのが今に至つた一因です。

それから、今年度の改選期からとする総代並びに役員の定数削減については、選挙区及び被選任区を現在の 8 選挙区・8 被選任区から 6 選挙区・6 被選任区に改編し、総代は集落毎に 1 名選出することとして 33 名に、そして、理事は各被選任区から 12 名と全区域から 2 名の合わせて 14 名と改めるものです。賦課金の引き上げと併せて皆様方のご理解とご協力を切にお願い致します。

食料の生産基盤である農地と土地改良施設の適切な維持・管理は、私たち土地改良区関係者に課せられた基本的な使命であります。今後ともこの使命を果たすため、組合員はもとより関係機関との連携を強化しながら、役員一丸となつて事務・事業の推進に努力してまいりたいと考えております。

結びに、組合員各位の益々のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます。

経常賦課金の単価が令和9年度より引き上げに



経常賦課金は、土地改良区の持続的な運営と農業水利施設などの維持管理を適正に行っていくために必要不可欠な原資となるものです。本区につきましては、賦課金収入以外にも多面的機能支払交付金事業の事務受託料収入や貸付地の土地貸付料収入、さらには太陽光発電事業による売電収入などもあり、これらを含めて事務費や維持管理などの運営費に充てるとともに、加えて、事業を行う際には有利な補助事業や制度を最大限活用するなどして、組合員の負担増を限りなく抑制する運営に努めてきました。こうしたこともあって、経常賦課金は平成7年度から約30年間何とか値上せずに行ってきました。

しかしながら、平成30年度から直近の7年間は当年度の収入で当年度の支出が賄えない支出超過の状況が続いており、基本財産などの積立資産を取り崩すなどして急場を凌ぐ財政上待ったなしの運営を強いられてきました。このため、昨年の理事会において設置した賦課金検討委員会等で「今後の賦課金のあり方」について緊急かつ重点的に討議を重ねてきたところです。

引き上げ額については、各土地改良区の賦課単価を参考にするとともに福島県土地改良事業団体連合会の経営診断において令和6年度の収支分析で経常賦課金が10a当たり866円不足しているとの指導も踏まえ、将来を見据えた経営安定化には、ここに一定額を上乗せして幅を持たせて運営するのが望ましいとの判断から、これまでの整備済、未整備の区分なく一律10a当たり2,500円の賦課としたものです。引き上げの時期は、もっと早い段階でその検討に入らなければならないところでしたが、米価の低迷などもあって、引き上げの議論を先延ばしせざるを得ない状況にありました。

良好な営農環境を維持・確立するためには土地改良区の持続的な運営が欠かせませんので、そのため、その生命線となる経常賦課金は令和9年度からの引き上げが必須であるとして令和8年3月23日の総代会において以下のとおり決議されました。

現在（令和8年度まで）

賦課種別	賦課面積 (ha)	10a当賦課額 (円)	賦課金額 (千円)
整備済(田)	1,041	1,500	15,615
未整備(田)	546	1,200	6,552
畑	48	400	192
合計			22,359



令和9年度以降

賦課種別	賦課面積 (ha)	10a当賦課額 (円)	賦課金額 (千円)
田	維持管理組合区域	2,500	37,575
	維持管理組合区域外	1,200	1,008
畑	48	400	192
合計			38,775

今改選期から総代及び役員定数を削減



総代・役員定数削減について、以下のとおり決議されました。

- ① 選挙区及び被選任区について、現在の8選挙区・8被選任区から第1区白河と第8区白河南を統合して第1区へ、第6区旗宿と第7区関辺を統合して第6区関辺・旗宿とし、6選挙区・6被選任区とする。
- ② 総代の定数は集落毎に1名選ぶこととし、計33名とする。
- ③ 理事の定数は各被選任区から計12名と全区域から2名の計14名とする。
- ④ 監事の定数は現在と同じ3名（内、組合員外1名）とする。
- ⑤ 総代・役員の数削減は、令和8年度の改選期から実施する。

理事定数

被選任区	定数
第1区 (白河)	2 (-1)
第2区 (大沼)	2 (-1)
第3区 (白坂)	1 (-1)
第4区 (小田川)	2 (-1)
第5区 (五箇)	3 (-1)
第6区 (関辺・旗宿)	2 (-1)
全区 (全区域)	2
合計	14 (-4)

総代定数

選挙区	定数	地区	総代数
第1区 (白河)	5 (-3)	飯沢・金勝寺	1
		士多町・羅漢	1
		南湖上流	1 (-3)
		池下	1
第2区 (大沼)	7 (-4)	十文字・夏梨	1
		鹿島	1
		桜岡	1
		久保目	1
		久田野	1 (-1)
		大和田	1
第3区 (白坂)	4 (-2)	本沼	1 (-3)
		泉岡・五器洗	1 (-1)
		下黒川	1
第4区 (小田川)	5 (-3)	石阿弥陀	1
		皮籠	1 (-1)
		萱根	1 (-1)
		泉田	1
		大谷地	1
第5区 (五箇)	7 (-5)	芳賀須内	1
		小田ノ里	1 (-2)
		双石	1 (-1)
		板橋	1 (-1)
		舟田	1 (-1)
		田島	1 (-1)
		入方	1
		借宿	1 (-1)
第6区 (関辺・旗宿)	5 (-3)	旗宿	1 (-3)
		上ノ原	1
		新郷渡	1
		郷渡	1
		二枚橋	1
合計	33 (-20)		33 (-20)

白河市へ要望活動を実施

令和7年10月27日、鈴木市長に対し以下の内容の実現について、要望活動を行いました。



要望内容

- ①米価下落に備えた「直接所得補償制度」の創設について
- ②ため池の土砂浚渫と取水施設等の設置・改修について
- ③農業水利施設の補修・更新整備について

[本年度の主な事業]

1) ほ場整備事業の実施

○農地中間管理機構関連農地整備事業（泉田地区）

受益面積	総事業費	事業年度	負担割合
16.8ha	776,000 千円	令和 7～12 年度	国 65%、県 25%、市 10%、地元 0%

令和 8 年度は区画整理工（事業費 90,000 千円 A = 3.6ha）、換地業務、経営体育成事業を実施

2) 維持管理事業業務

○土地改良施設維持管理適正化事業

旗宿地区用水路布設替及び湧水処理工 事業費 6,300 千円（地元負担 1,260 千円）

3) 受託事業業務

多面的機能支払交付金事業の事務受託

活動組織	活動面積	交付金額	受託料	備考
14件	607.5ha	34,569千円	3,456千円	交付金の 10%

4) 水路整備事業の推進

○農業水路等長寿命化・防災減災事業（南湖地区）

令和 8 年度は全体設計を策定

5) 水田の暗渠排水工事

○機構集積促進利用条件整備支援事業（旗宿地区）

・暗渠排水工 A = 0.5ha ・総事業費 2,500 千円

6) 機能保全計画の策定

○機能保全計画策定事業

根田堰 他（事業費 10,000 千円）

7) 太陽光発電事業に伴う売電収入による助成

各地区維持管理組合の負担軽減につなげるため、太陽光発電事業による売電収入を揚水機等を保有している各地区組合に還元する。

8) 総代選挙・役員改選事務

現総代の任期が令和 8 年 11 月 21 日、現役員任期が同 8 年 12 月 20 日にそれぞれ満了となるため、総代選挙並びに役員改選を行う。

9) 土地改良施設維持管理計画書の見直し

土地改良区は、県の認可を受けた土地改良維持管理計画に基づき運営しているが、施設の追加、廃止等があった場合は、随時見直しを行う。

10) 各地区における維持管理事業等

○県営・団体営事業の取組

施設名	事業名	事業量	事業費
赤番沢池 (細 倉)	農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備事業)	堤体改修 R8 年度 仮設工・用地買収	10,000 千円 地元負担 なし

令和8年度 一般会計・特別会計賦課金及び予算



令和8年度白河市土地改良区一般会計及び特別会計の賦課金単価並びに収入支出予算が下記のとおり決定しました。

区 分		賦課面積(ha)	10a当賦課額(円)	賦課金額(円)
一般会計	整備済・田	1,041.0	1,500	15,615,000
	未整備・田	546.0	1,200	6,552,000
	畑	48.1	400	192,400
計				22,359,400

特別会計(地区名)			賦課面積(ha)	10a当賦課額(円)	賦課金額(円)	
白河地区	[1]	南湖地区	56.9	1,000	569,000	
	[2]	池下地区	24.3	200	48,600	
	[3]	夏梨子地区	9.6	300	28,800	
	[4]	十文字地区	12.3	700	86,100	
	[5]	飯沢・金勝寺地区	9.9	1,000	99,000	
大沼地区	[6]	田町大堰地区	129.7	800	1,037,600	
	[7]	本沼地区	一般	103.2	500	516,000
			揚水機	34.0	800	272,000
[8]	大和田地区	23.6	800	188,800		
白坂地区	[9]	皮籠地区	43.8	600	262,800	
	[10]	石阿弥陀地区	18.3	1,000	183,000	
	[11]	白坂地区	24.4	500	122,000	
	[12]	下黒川地区	29.6	500	148,000	
小田川地区	[13]	小田川地区	81.0	1,500	1,215,000	
	[14]	萱根地区	110.2	1,000	1,102,000	
	[15]	大谷地地区	12.9	200	25,800	
	[16]	泉田地区	23.2	500	116,000	
	[17]	芳賀須内地区	10.9	500	54,500	
五箇地区	[18]	五箇地区	一般	285.5	500	1,427,500
			揚水機	25.4	50	12,700
	[19]	双石地区	一般	82.0	100	82,000
			揚水機	7.9	400	31,600
	[20]	板橋地区	65.1	600	390,600	
	[21]	舟田地区	103.3	100	103,300	
	[22]	田島地区	72.7	600	436,200	
	[23]	田島揚水機	6.5	1,000	65,000	
	[24]	借宿地区	79.0	400	316,000	
	[25]	入方地区	24.5	300	73,500	
[26]	細倉地区	20.2	100	20,200		
関辺・旗宿地区	[27]	引目橋地区	8.9	2,000	178,000	
	[28]	上ノ原堰地区	34.2	2,000	684,000	
	[29]	藤野川ポンプ地区	26.9	2,500	672,500	
	[30]	あいそ川地区	49.3	500	246,500	
	[31]	二枚橋地区	30.4	500	152,000	
	[32]	旗宿地区	94.4	1,000	944,000	
計					11,910,600	

令和8年度 一般会計予算

(円)

収 入			
科 目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 土地改良事業収入	22,180,000	23,084,000	△ 904,000
2 附帯事業収入	8,456,000	8,600,000	△ 144,000
3 基本財産収入	403,000	253,000	150,000
4 特定資産収入	200,000	120,000	80,000
5 補助金等収入	18,100,000	15,742,800	2,357,200
6 交付金収入	5,670,000	9,462,600	△ 3,792,600
7 寄付金収入	10,000	33,000	△ 23,000
8 雑収入	68,000	137,000	△ 69,000
9 基本財産取崩収入	20,000,000	22,000,000	△ 2,000,000
10 特定資産取崩収入	6,610,000	4,510,000	2,100,000
11 他会計貸付金回収収入	222,300	1,045,025	△ 822,725
12 他会計繰入金	5,544,680	4,325,080	1,219,600
13 繰越金	4,300,000	11,792,854	△ 7,492,854
計	91,763,980	101,105,359	△ 9,341,379

支 出			
科 目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 土地改良事業費支出	26,665,096	28,570,166	△ 1,905,070
2 附帯事業費支出	12,000,000	12,000,000	0
3 一般管理費支出	45,960,000	46,960,000	△ 1,000,000
4 支払利息	10,000	10,000	0
5 固定資産取得支出	1,000	1,000	0
6 基本財産支出	450,000	290,000	160,000
7 特定資産積立支出	3,600,000	4,550,000	△ 950,000
8 雑支出	10,000	10,000	0
9 他会計貸付金貸付支出	1,000,000	1,000,000	0
10 他会計繰出金	1,295,000	3,077,409	△ 1,782,409
11 繰越金	100,000	4,212,245	△ 4,112,245
12 予備費	672,884	424,539	248,345
計	91,763,980	101,105,359	△ 9,341,379

令和8年度 特別会計予算

(円)

会 計 区 分	本 年 度	前 年 度	比 較
1 白河地区維持管理特別会計	12,401,090	12,615,546	△ 214,456
2 大沼地区維持管理特別会計	29,875,580	35,339,377	△ 5,463,797
3 白坂地区維持管理特別会計	9,953,210	10,067,255	△ 114,045
4 小田川地区維持管理特別会計	16,133,090	14,415,432	1,717,658
5 五箇地区維持管理特別会計	39,308,090	40,780,630	△ 1,472,540
6 関辺・旗宿地区維持管理特別会計	36,344,640	38,698,613	△ 2,353,973
7 太陽光発電事業特別会計	4,903,000	6,034,010	△ 1,131,010
8 泉田地区農地中間管理機構関連農地整備事業特別会計	1,240,000	1,000,000	240,000

※ 会計区分の地区内訳につきましては、5ページをご参照下さい。



～ お 知 ら せ ～

今回発行しました一般経常・維持管理賦課金の納入期限は、**令和8年6月30日(火)**となっております。期日までの納付をお願いします。

なお、農業者年金の新規受給者や農地の相続及び売買等により名義を変更された場合には、必ず「資格得喪通知書」を提出下さるようお願いいたします。

手続きに必要な書類は、公式ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。
[ホームページアドレス https://midorinet-shirakawa.jp](https://midorinet-shirakawa.jp)
 スマートフォンから右記のQRコードでもホームページにアクセスできます。

また、本改良区の賦課金は、口座振替及びコンビニ・郵便局での納付が可能となっております。

口座振替には、申請が必要になりますので、事務局までお問合せ下さい。

※ 令和8年6月以降に手続きされた方は、令和9年度以降の賦課金からの対応となります。

